

区内企業のワーク・ライフ・バランスの 取り組みを豊島区が応援します！

豊島区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度

平成27年10月版

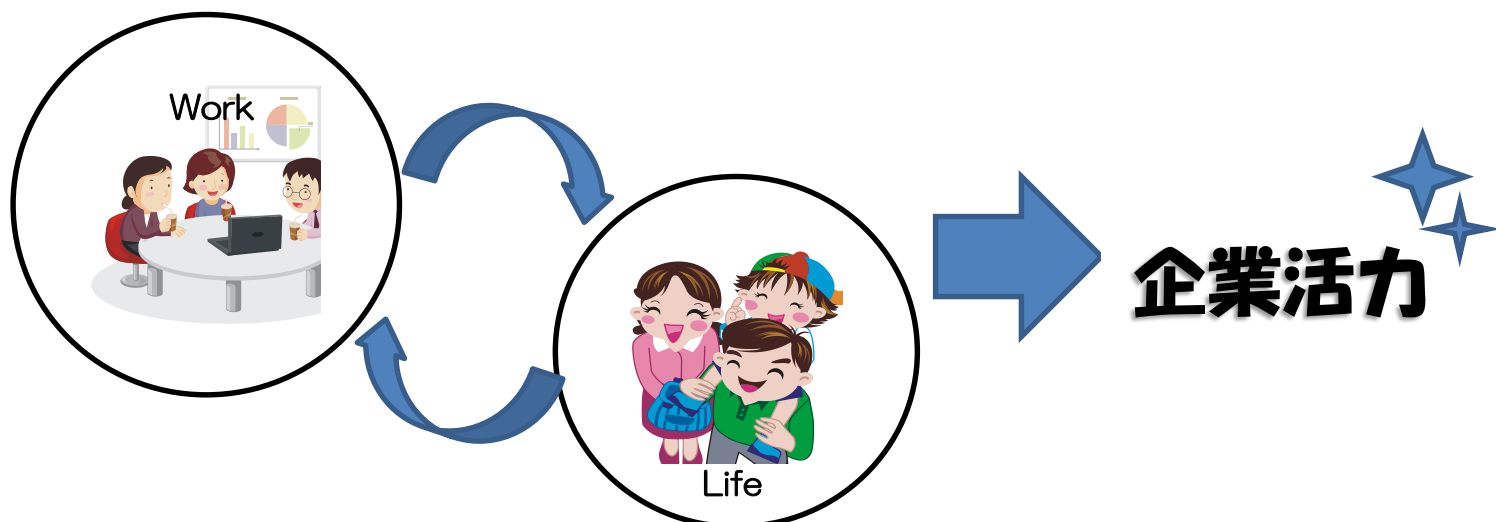
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進し、仕事と生活が調和し充実した暮らしを実現することにより、男性も女性も家庭生活と社会生活を両立できるまち豊島区を目指します。

◇ 「ワーク・ライフ・バランス」とは

仕事と生活の調和のとれた状態をいいます。

働き方を見直し、働きやすい職場環境を整えて、作り出した時間を大切なものに充てることにより、社員・職員の満足度が向上します。満足度の向上は、社員・職員のモチベーションを上げ、生産性をも上げ、優秀な人材の確保定着につながる好循環が期待できます。

ワーク・ライフ・バランスは企業活力を生み出します。



◇ 認定を受けるための視点

- ① ワーク・ライフ・バランスに取り組むことが、企業の方針として明らかになっていますか。
- ② 育児・介護について仕事との両立に配慮していますか。
- ③ 男性女性ともに働きやすい職場づくりに配慮していますか。
- ④ 女性の採用・職域について配慮していますか。

◇ 対象企業

豊島区内に本社又は主たる事業所がある企業

企業の規模は問いません。ただし、下記のいずれかの該当する業種は対象外です。

1. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）で風俗営業と規定される業種
2. 風俗営業類似の業種
3. 興信所・探偵事務所等
4. 消費者金融
5. 債権取立て、示談引き受けなどをうたったもの
6. 占い、運勢判断に関するもの
7. 政治・宗教団体
8. 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
9. 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
10. 民事再生法及び会社更生法による再生手続き中の事業者
11. 各種法令に違反しているもの
12. 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
13. 暴力団と関連する団体等

◇ 認定方法



◇ 認定までのスケジュール

- * 申請書等交付開始 平成27年10月13日（火曜日）
- * 申請受付期間 平成27年10月13日（火曜日）～平成27年12月19日（土曜日）
- * 認定審査 平成28年1月～2月
- * 認定結果通知 平成28年2月
- * 認定書授与式 平成28年3月開催
- * 認定期間 平成28年4月1日～平成30年3月31日

◇ 申請方法

- ① 豊島区ワーク・ライフ・バランス・推進企業認定申請書（第1号様式）
- ② 豊島区ワーク・ライフ・バランス推進企業チェックシート(第2号様式)
- ③ チェックシートの各項目が明らかになる社内規約のコピー、企業内周知のためのチラシ、ポスター、メールのコピーなど
- ④ 労働基準監督署提出済みの就業規則の写し
- ⑤ 一般事業主行動計画の写し ※常時雇用労働者が100人を超える企業は提出をお願い致します。

●上記①～④の4点、または①～⑤の5点を提出していただきます。

●①、②の様式は、豊島区ホームページからダウンロードできます。

（URLは4ページ「お問い合わせ」参照）

◇ 認定審査

豊島区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定審査会において審査をします。

※ 審査会は豊島区及び関係機関で組織されています。

※ 認定審査にあたり、企業を訪問させていただく場合があります。

◇ 認定取り消し

次のいずれかに該当する場合には、当該認定を取り消すことがあります。

* 推進企業が認定の取消しを申し出たとき。

* 推進企業が規定する企業の要件を満たさなくなったとき。

* 推進企業が虚偽の内容により認定申請を行う等不正の手段によって認定を受けたとき。

◇ 認定マークの使用

推進企業は認定マークを印刷物等に掲載できます。

掲載するときは、認定マーク掲載届出書をご提出いただきます。

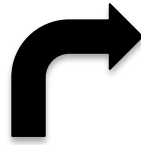
◇ 変更の届出

認定企業は、次に掲げる事項に変更があった場合は、当該変更が生じた日から30日以内に、豊島区ワーク・ライフ・バランス推進企業変更届出書により届け出ていただきます。

* 企業名称

* 代表者氏名

* 本社又は主たる事業所の所在地



◇ 認定を受けると・・・

- ★ 認定書が授与されます。
- ★ 認定企業が発行する印刷物等に認定マークを使用することができます。
- ★ 豊島区公式ホームページでの紹介等、区民に広くお知らせします。
- ★ 豊島区施工能力審査型総合評価方式やプロポーザル方式の業者選定及び指定管理者選定において加
点されます。
- ★ 当センター研修室の使用料を通常の25%減免で利用できます。

◇ 現在認定している企業（29社）

第5期認定企業： 栄鳴信用金庫、大東産業株式会社、落合税務会計事務所、

株式会社小暮電機商会、宝印刷株式会社、医療法人社団日成会、

社会福祉法人フロンティア、徳力建設工業株式会社、

株式会社エム・ティ・ブレーション、株式会社ウエマツ、さくらクリニック、

広研印刷株式会社

第6期認定企業： 広和電気株式会社、株式会社テービーケイ、聖和建設株式会社、

株式会社日本政策金融公庫池袋支店、東京信用金庫、株式会社 NOM、

ナンコー電機株式会社、税理士法人三村会計事務所、大光電設株式会社、西武造園株式会社、

株式会社武蔵野種苗園、株式会社メイユウビルド、唐沢電気株式会社、株式会社ゼネット、

株式会社地域計画連合、株式会社サンシャインシティ、株式会社九電工東京本社

【お問い合わせ】

豊島区立男女平等推進センター（エポック10）勤労福祉会館3階

〒171-0021 豊島区西池袋2-37-4

TEL：03（5952）9501 FAX：03（5391）1015

Eメール：A0011400@city.toshima.lg.jp

お問い合わせ時間：月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

（但し毎月最終月曜日は休館日）

ホームページ：区ホームページ・トップページ>区政情報>男女共同参画>ワーク・ライフ・
バランスの推進>ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度

<http://www.city.toshima.lg.jp/050/kuse/danjo/balance/016828.html>